

●規程改正の概要

要 旨	<p>名誉院長の称号の授与基準の見直しのため、地方独立行政法人山梨県立病院機構名誉院長の称号の授与に関する規程を一部改正するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構顧問の称号の授与に関する規程を廃止する。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構名誉院長の称号の授与に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>名誉院長の称号は、これまで、病院長としての在職期間が15年以上または副院長、医療局長としての在職期間の2分の1の期間を加えて20年以上となる者を授与対象としてきたところ。      しかし、近年の当機構における医師の年齢構成等を鑑みると、今後、現行基準に基づく授与対象者の発生が見込まれないため、名誉院長の称号の授与基準を緩和し、現行の顧問と同等の水準とする（顧問を廃止し、称号を名誉院長に一本化する）ための改正を行う。</p> <p>○ 改正内容等</p> <p>名譽院長の称号の授与基準を、現行の顧問の授与基準と同等とする。      これに伴い、地方独立行政法人山梨県立病院機構顧問の称号の授与に関する規程を廃止する。</p> <p>なお、経過措置により、令和3年3月31日以前に、既に顧問の称号を授与された者は、名譽院長の称号を付与された者とみなす。</p>
施 行 期 日	令和3年4月1日から施行する。

## 機構名誉院長の称号の授与に関する規程 新旧対照表（令和3年4月1日施行）

新	旧
<p>(授与の基準)</p> <p>第3条 名誉院長の称号は、次の各号の条件に該当する者に授与することができる。</p> <p>1 法人の病院長、副院長並びに医療局長等としての在職期間が10年以上となる者であること。</p> <p>2 上記の外、病院長、副院長並びに医療局長等経験者で理事長が特にその功績を認めた者についても同様とする。</p>	<p>(授与の基準)</p> <p>第3条 名誉院長の称号は、次の各号の条件に該当する者に授与することができる。</p> <p>一 法人の病院の長として在職期間が15年以上または院長としての在職期間に、副院長、医療局長としての在職期間の2分の1の期間を加えた期間が20年以上となる者であること。</p> <p>二 法人の病院を退職したときの年齢が65歳以上であること。</p> <p>2 上記の外、院長経験者で理事長が特にその功績を認めた者についても同様とする。</p>